

建築設計・工事監理業務委託契約における建築士法に基づく手続きの運用について

建築士法第22条の3の3、第24条の7及び第24条の8に基づき、建築設計・工事監理業務の適正化を図るため、受注者（落札者）は契約締結に際して「重要事項説明書」及び「第22条の3の3又は第24条の8に該当する書面」について、下記の手順をご確認いただき、関係書類の作成及び提出をお願いいたします。

運用手順

1 重要事項説明（建築士法第24条の7）

- ・落札決定通知を受けた受注者（落札者）は**契約前**に「重要事項説明書」（押印不要）を作成し、工事担当課の担当者へ提出及び説明を行ってください。
- ・説明の際、一般競争入札参加資格確認申請書の中で配置予定技術者として届け出ている建築士の建築士免許証又は建築士免許証明書を提示してください。

2 以下の（1）又は（2）のどちらかに該当する書面の交付

（1）**契約前**に建築士法第22条の3の3に該当する業務の書面（署名又は記名押印必要）相互2通

（2）**契約時（後）**に建築士法第24条の8に該当する業務の書面（署名又は記名押印必要）1通

※（1）の場合、契約前に工事担当課の担当者へ書面の内容確認を受けてください。内容確認を受けた書面は契約書に綴じ込みいたしますので、書面は契約監理課にご提出をお願いします。

※（2）の場合、契約時（後）に工事担当課の担当者へ書面のご提出をお願いします。（1）とは違い、契約書に綴じ込みいたしませんので、ご注意ください。

留意事項

- ・建築士法第22条の3の3に該当する業務は「延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る建築設計業務又は監理業務」及び「増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替えで、当該増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替え部分の面積が300㎡を超えるものに係る建築設計業務又は監理業務」です。それ以外の建築設計業務又は工事監理業務については、建築士法第24条の8が適用されます。
- ・「重要事項説明書」、「(建築設計業務・工事監理業務)建築士法第22条の3の3に該当する書面」及び「建築士法第24条の8に該当する書面」はすべて任意様式です。ホームページに参考様式が掲載されていますので、ご活用ください。